

## 特定生産緑地地区の概要、指定の経緯等

### 1 特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、指定から30年経過する生産緑地地区について、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度です。

### 2 特定生産緑地地区に指定する地区数及び面積

- (1) 地区数 21地区
- (2) 面積 約2.94ha

### 3 特定生産緑地地区の指定に向けた主な経緯

- ・令和2年9月～ 令和3年9月 生産緑地地区の所有者への説明、指定に係る意向の確認
- ・令和3年6月～11月 春日部税務署との協議
- ・令和3年7月～8月 生産緑地地区の現地調査
- ・令和4年9月 農業委員会との協議

### 4 今後の主な予定

- ・令和4年11月 都市計画審議会における意見聴取
- ・令和4年11月末 公示
- ・令和4年12月4日 申出基準日
- ・令和4年12月以降 農地の利害関係人等への通知